

平成19年（ネ）第2853号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 三井マリ子

被控訴人 豊中市 外1名

控訴人第2準備書面

2008年5月28日

大阪高等裁判所第11民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士	寺	沢	勝	子
弁護士	川	西	渥	子
弁護士	大	野	町	子
弁護士	渡	辺	和	恵
弁護士	石	田	法	子
弁護士	宮	地	光	子
弁護士	長	岡	麻寿	恵
弁護士	紀	藤	正	樹
弁護士	越	尾	邦	仁
弁護士	島	尾	恵	理
弁護士	溝	上	絢	子
弁護士	中	平	史	

第1. 乙34号証は、早くから非常勤館長の廃止だけは決めていたことが明瞭であり、被控訴人に不利な証拠であることから秘匿していた。

1. 被控訴人豊中市は、原審において、乙8号証と一体となっていた乙34号証の書面の内、3頁目のみを乙8号証として提出し、他の頁を提出しなかった。

このたび、控訴人の求釈明に答えて、控訴審において、初めて他の頁を含め乙34号証として、提出してきた。

乙34号証を見ると、被控訴人が原審で主張してきた組織変更の必要性がまったく根拠のないものであった事実が明確である。さらに組織変更案の変遷についての説明にも矛盾が見られ、バックラッシュ攻撃のために密かに控訴人の首切りのみを目的に行動していたことが、より明確になった。

2. 被控訴人豊中市は、乙34号証1、2頁について、「・・・山本第2次試案をベースに、取りあえず、それまでの打ち合わせで現われた考え方や課題を網羅し、・・・」（被控訴人豊中市第1準備書面、P3）と主張する。これに従来の被控訴人らの主張とを合わせると、同頁は、山本事務局長が第2次試案を8月30日に豊中市に提出後、武井課長と事務局長が協議してきた（武井証言P27では「9月に数回、10月に入ってから2、3回協議」）考え方・課題を網羅したものである。

従って10月中旬（乙8作成日は10/15付）、本郷部長が入って、事務局案として乙8を作成した際、山本事務局長が「一元化後の職名が館長ではなく事務局長」（丙25・山本陳述書P10）であることが問題であったとする主張は、全くおかしいことになる。

後述のとおり、乙8に至る以前において、山本事務局長と武井課長との協議段階で、すでに組織変更案は、乙8の事務局長一本化案と決まっていたのであるから、「（乙8が）一元化後の職名が館長ではなく、事務局長であった」ことを、山本は、先刻承知していた筈である。にも関わらず、乙8について、山本は、女性センターについては各地の例からしても「館長」の職名にこだわりがあるなどと陳述書で述べているのであり、矛盾がある。

要するに、今回提出の乙34の1、2頁は、乙8を作成する以前から、武井課長と山本事務局長との協議、即ち被控訴人ら間で、控訴人を解雇するために、非常勤館長職廃止をいち早く決め、事務局長職として一本化することにしてきた事実を明らかにした。

3. また、被控訴人豊中市は、「武井が自分用のメモとして作成し、打合せの資料になっていない」（被控訴人豊中市第1準備書面、P3）などと主張するが、次項に記載のとおり、個人用メモとはいえない。すなわち、乙34の

1、2頁は、乙8と殆ど同じ表現の記載があるのみならず、肝心の組織変更の方針は、非常勤館長の廃止と「事務局長一本化」であって、両者は同一である。乙8作成までの被控訴人らの考え方を知ることができる重要な書面である。

被控訴人豊中市は、早くから、一貫して、控訴人の解雇方針と事務局長一本化案を決定していた事実を隠蔽するために、乙34全体を提出せず、3頁のみを切り離して、乙8として証拠提出していたのである。

4. 乙34（1、2頁）と乙8の記載の同一性

(1) 乙34と乙8とは、表題、作成者が同一

いずれも、表題は「とよなか男女共同参画推進財団の事務局職員体制について」とされ、作成者は「男女共同参画推進課」と記載されており、同一である。作成者も、男女共同参画推進課が作成したことを明示している点でも同一で、単なる個人の文書ではなく、男女共同参画推進課の文書である。

(2) 乙34の1頁を見ると、平成16年3月の現館長職の廃止は、既定方針であり、協議段階から極めて明確になっている。表現の仕方も殆ど同一である。

即ち、「・館長職について」（乙34、P1）の部分は、「■非常勤の館長職を16年度から廃止する」（乙8）と表題をより明確にただけで、他は、下記の下線のマイナーな部分を訂正しただけで、全く同一である。非常勤館長職廃止だけは、課長と山本事務局長の協議の段階から、既にハッキリ決まっていた方針であった事実が明瞭である。

「全国公募で就任した現館長は、知名度を生かし、全国に「豊中〈すてっぷ〉」を機会あるごとに発信し、看板的な役割を果たしてきている。

平成16年3月で3年半を経過するが、館長として当初の目的は果たしたものとする。

16年度より館長職については、次のような理由で廃止する。（乙8では「○廃止の理由」）

- ・ 非常勤嘱託（週22.5時間勤務）で週2～3日出勤の中、事業全体を総括していくには限界があり、看板役以上の役割を求められない。
- ・ 事務文（乙8では「分」）掌では館長の職務権限が財団の目的を推進するための啓発、広報活動及び事業の企画、立案、実施などの事業内容に限られ、財団の組織運営全体には及ばない。
- ・ 非常勤嘱託という不安定な雇用形態であり、中・長期的な事業の構

想、展開が持ちにくく、リーダーシップを発揮しきれない。」

5. 非常勤館長廃止後の組織体制は、事務局長一本化であり、一本化後の事務局長には、市派遣を予定していた。

(1) 乙34(1、2頁)によると、非常勤館長職の平成16年度の廃止後の組織変更を「事務局長(館長と一本化)の場合」と記載しているが、他の場合の記載は一言もない。「事務局長一本化」の方向性は決定済みと考えられる。

そして、事務局長一本化をする場合に、一本化後の事務局長を誰にするかについて、①、②、③と場合を分けて記載している。文面からは、市派遣を当てる考えであったらしいことが、読み取れる。その理由は以下である。

- ① 市派遣(課長級)とする場合は、事業課長との兼務は避け、事業課長はプロパーを持ってくるのが適切としている。つまり事業課長をプロパー化して、その「プロパー職員候補者」に尼川らの名前を具体的に挙げて予定していた。
- ② 退職後の再任用職員とする場合は、高い専門性が求められる事業課長は別途のポストを置くことが条件になるとしているものの、この案はこれ以上の記載はなく、考慮外と考えていたらしいと推測される。
- ③ プロパー職員とする場合については、この案はベストではあるが、豊中市との協力・連携をより深める必要があるため、プロパー化は平成19(2007)年からとする明確に記載している。従って、事務局長プロパー案はベストだが、平成19(2007)年の将来の課題であって、平成16(2004)年度は実施しないと考えていたのである。

(2) 従って、結論的に被控訴人豊中市らは、乙8に決定する直前まで、平成16(2004)年度は、

- ① 非常勤館長廃止、
- ② 事務局長一本化とし、その事務局長は山本事務局長又は他の市派遣で行い、
- ③ 平成19(2007)年度に、事務局長をプロパー化する案を考えていたと言える。

ところが、本郷部長、武井課長、山本事務局長の3者で決めたという10月15日付け乙8は、急遽、一本化後の事務局長が市派遣ではなくプロパー化に変わっている。

(3) 一本化後の事務局長を市派遣からプロパー化に急遽変更した理由は何か？

本郷部長らは、乙8を決定するに際して、従来から協議を重ねて練ってきた一本化後の事務局長に、市派遣を当てることをせず、プロパーを当てる案に急遽変更した。

乙8号証作成の直前まで、事務局長のプロパー化は、「豊中市との協力・連携をより深める必要があるため」、平成19(2007)年度としていたにも関わらず、乙8号証では、平成16(2004)年度実施に変更し、3年も前倒ししたのである。

その理由は、プロパー化案をとることによって、組織強化案の体裁がより強調でき、三井館長排除だけを目的とした事実がカムフラージュできると判断したためと思われる。すなわち、被控訴人豊中市は、平成16(2004)年度に、何が何でも非常勤館長職廃止だけはしなければならなかったのである。乙34号証と乙8号証の作成経緯は、奇しくも、この事情を露呈する結果となるものであった。

被控訴人らは、組織変更の必要性の理由として、山本事務局長の派遣期間切れであるとか、後任の市派遣は課長級となり、本人同意も必要となったこともあって、後任確保は困難などと組織変更の必要性を根拠付けて主張しているが、乙34号証では、派遣期間切れになるという山本事務局長自身が、平成16年から市派遣を当てることで協議を重ねてきたことが明確であり、被控訴人らの裁判での主張は、後日、組織変更の必要性と緊急実施の必要性を主張する事情として、考え出された口実に過ぎないことが明確である。

第2. 原判決の誤り（山本の派遣期間延長について全く考慮していない）

1. 原判決66頁、67頁

原判決66頁では、「被告財団は事務局職員の重要なポストが被告豊中市からの市職員の派遣でまかなわれていたが、派遣に本人の同意が必要となったことから、これらのポストについては、プロパー職員を充てることが必要となり、平成16年4月までに、被告財団事務局の組織体制の整備（組織変更）を実施する必要性が生じたと言うことができ」とする。

この原判決の認定を67頁も含めて項目ごとに分けると以下のとおりとなる。

- ① 被告財団は事務局職員の重要なポストが被告豊中市からの市職員の派遣でまかなわれていた

- ② 平成14年施行の公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する条例により、派遣に本人の同意が必要となった
- ③ このため、派遣者の交替が困難になった
- ④ 被告財団事務局の重要なポストにプロパー職員を充てる必要が出てきた
- ⑤ 平成15年4月期の交替時に後任に同格の職員を派遣することができなかった
- ⑥ このため、平成16年4月期に山本事務局長の後任を被告豊中市から派遣することが困難であることが喫緊の課題として浮上してきた
- ⑦ 事務局長職を常勤プロパー化する必要がある以上、館長と事務局長の一本化も一度にすませてしまうことは十分ありうる

2. 原判決の認定によれば、今回の組織変更は、中長期にわたる財団運営のため、体制強化のためになされたものではない

被控訴人らは、「中長期にわたり財団事業の発展につながる職員体制のあり方」を考えて被告財団事務局の組織体制の整備（組織変更）を行う必要があり、組織体制の強化のために組織変更を行ったと主張してきた。

原判決によれば、1のとおり「被告財団事務局の組織体制の整備（組織変更）を実施する必要が生じた」のは、もっぱら、「派遣に本人の同意が必要となったことから」被控訴人財団の重要な「ポストについては、プロパー職員を充てることが必要」となっていたとしている。

また、原判決によれば、館長職は「重要なポスト」ではなく、「一度にすませてしまう」対象にしかすぎないことになる。

原判決の認定によれば、組織変更は、中長期にわたる財団運営のため、体制強化のためになされたものではなく、勿論、男女平等の実現にとってどうであるのかとは関係がなく行われたことになる。

3. 派遣の本人同意

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に定める、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣はいわゆる在籍出向にあたるものであり派遣される職員の同意を同法2条2項、延長の同意を3条2項で要件としている。

被控訴人市の職員は地方公務員法の適用される地方公務員であるから、その労働条件は法で定める外、条例で定められるものであり、地方公共団体以外の民間団体である公益法人等へ派遣される場合に職員本人の同意を要す

るとしているのは、職員の労働条件を法律で守るためである。

公務員ではない民間の労働者の場合にも出向は、労働者の賃金、労働条件、キャリア、雇用などの面で不利益が生じうるので、労働者の同意が必要とされ、就業規則・労働協約上の根拠規定や採用の際等における同意などの明示の根拠のないかぎりには、出向を命ずることはできないとされている。(菅野和夫「労働法」394頁)

この公務員労働者の労働条件等が不利益とならないための同意を法律で定めたのが上記法2条2項および3条2項の規定である。

従って、平成14年に公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が制定されたことによって、急に、派遣についての本人同意が必要となったものではない。

原判決は、被控訴人市の主張に従って、同法およびそれに伴う条例の制定によって、公益法人等にあたる民間団体への派遣に本人同意が必要となったと認定しているがこれは地方公務員の派遣についての判断を誤ったものである。

4. 派遣期間の延長

(1) 法3条2項

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第3条は派遣期間を定め2項で「任命権者が特に必要があると認める時は、派遣先団体との合意により、派遣された職員の同意を得て、職員派遣をした日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを延長することができる」と定めている。

(2) 5人に1人が延長

被控訴人豊中市（以下被控訴人市）は第1準備書面において、控訴人の釈明に対して、平成14年以降、被控訴人市から公益法人等への派遣について、2008年2月1日現在で3年を超えて派遣している者が26人で全体の20.2%に当たると回答した。これは5人に1人が派遣期間を延長していることを示している。

(3) 山本事務局長の派遣期間の延長

原判決は山本事務局長の派遣期間の延長については何らの判断をせず、「平成16年4月期に山本事務局長の後任を被告豊中市から派遣することが困難であることが喫緊の課題として浮上してきた。」などと認

定している。

しかし、山本事務局長の派遣期間を1年または2年延長することは十分に可能なことであり、平成16年4月までに組織体制の変更をする必要はなかった。

(4) 派遣期間の延長の打診

被控訴人市は第1準備書面において、平成15年4月に「仮に市が延長の必要性を決定した場合の本人同意の可能性を打診している」と主張する。

本郷調書42頁では、「あと1年とか2年延長をするということでの打診をしたことがありますか。」との問いに対して、「あります」と答えているが、同43頁での山本の回答は派遣の延長に伴う同人の不利益や財団での仕事が嫌であるなどと言ったことを理由として同意しないと答えたものではないとしている。

本郷調書43頁では「仮に1年延長するとなると、もう1人の派遣職員と同時に帰ってくる必要が出てくる。というのは山本さんともう1人派遣している職員が戻ってくるのと、2人一遍に戻ってくるので、それは2人が交替するとなると、ますます引継ぎとか財団の運営に支障が出ると、だから延長はできないというふうに言われました」としている。

被控訴人市は「仮に市が延長の必要性を決定した場合の本人同意の可能性を打診している」と主張するが、財団運営にとって必要であるとする派遣の必要性の判断は被控訴人市がするのであって、山本個人がするものではない。

このように山本の回答とするものは労働条件に関する法で定める「仮に市が延長の必要性を決定した場合の本人同意」ではない。

本郷調書43頁の「ますます引継ぎとか財団の運営に支障が出る」とは、仮に1年延長した場合には、丙2号証によれば、平成14年に事業主任として派遣された職員（同人は平成15年に総務課長職兼務となった）が平成17年には3年となるので、山本と同人の2人が一遍に戻ってくることとなると何が「ますます」かは不明であるが、引継ぎとか財団の運営に支障が出るというものである。

これは「仮に1年延長した場合」であって、2年延長することもできることは控訴人が原審で主張してきたことである。

財団の運営を言うのであれば、「仮に市が延長の必要性を決定した場合」の「派遣先団体との合意」について、山本個人が1人で判断するの

ではなく、「派遣先団体」である被控訴人財団の事務局において控訴人も含めて、市派遣の延長と1年か2年かについて十分な議論がなされるべきものである。

被控訴人らの主張によれば、市派遣の減数目標年度は17年度であるから、平成17年4月に派遣職員が被控訴人市に戻ることで目標は達成できる。平成16年度である必要はない。

(5) 「問題の先送り」とは

被控訴人市は丙25号証12頁をあげ、山本は「派遣期間3年の原則を人によって曲げることをしてはならないし、いつまでも延長できるわけではなく問題の先送りになるだけである。」から延長に不同意であったとする。

まず、控訴人と山本との間でこのような会話があったことはない。

そもそも、これは被控訴人市による山本への派遣延長の打診やそれに対する答えではない。

次に、「派遣期間3年の原則を人によって曲げることをしてはならない。」などと言うことはなく、被控訴人市においては実際にも、5人に1人が3年の派遣期間を延長しているのであり、延長の必要性を決定するのは被控訴人市である。

「いつまでも延長できるわけではなく、問題の先送りになるだけ」については、延長は法律で2年までと定められており、いつまでも延長できることはない。

「問題の先送りになるだけ」については、何をもって「問題の先送りになるだけ」としているかは必ずしも明らかでないが、乙第34号証からすると、「問題」とは「非常勤館長職の廃止」による控訴人排除であり、この問題は先送りできないと山本が言っているのである。

(6) 乙第34号証1、2頁から明らかなこと

第1記載のとおり、乙第34号証1、2頁から明らかなことは、非常勤館長職の廃止による控訴人排除だけは決まっていたが、「プロパー職員による事務局長兼事業課長の配置については平成19年度からとする。」とされている。

つまり、平成18年度までは市派遣の事務局長が予定されており、非常勤館長職の廃止による控訴人排除だけは決まっていたのである。

平成18年度までの市派遣の事務局長については、平成17年、平成

18年まで山本の派遣を延長することも可能であり、他に市派遣の事務局長を探して派遣することも可能であった。

5. 財団事務局の強化には組織変更についての十分な議論が必要

被告財団は第2準備書面16頁において「組織変更案は被告財団の懸案事項として長時間にわたって検討されてきたこと明らかである。」と主張するが、実際には、「組織変更案は被告財団の懸案事項として長時間にわたって検討されてきた」ことはない。

財団事務局体制について、被控訴人財団および山本は「中長期にわたり財団事業の発展につながる職員体制のあり方を考えていく時期であった。」(丙25号証3頁)とし、山本は2003年5月13日の評議会で「今後の組織、職員体制のあり方」について「市と協議をはじめたところ」であるとしており、「秋頃を目処に発足3年を期に理事評議員の意見交換会の開催を検討しています。」と言っている。

このように、2003年5月に、中長期的財団運営、組織体制のあり方を考えていく必要性を考え、山本試案をつくり、これから市と協議をはじめ、理事評議員の意見交換会を予定していたのであり、「組織変更案は被告財団の懸案事項として長時間にわたって検討されてきた」のではなく、これから検討が始まる時期であった。

そして、問題点をよく分かっている山本事務局長その人が、派遣期間を延長して財団内で財団のあり方について財団事務局および理事会、評議員会で問題を提起し、中長期的財団運営、組織体制のあり方を充分議論をしていくことこそ、通常の方法である。

山本が派遣期間を延長して、山本自身が「これから」と言っている被控訴人財団内で中長期的財団運営、組織体制のあり方を検討していくことは、財団運営にとって必要なことであり、適切であり、何ら「問題の先送りになるだけ」ではない。

これをする事なく、平成16年4月に組織体制の変更をしたのは、むしろ非常勤館長職廃止による控訴人排除をすることが、平成15年5月～6月に「喫緊の課題として浮上してきた」からである。

6. 事務局長の派遣は困難ではなかった

乙第34号証1、2頁では、非常勤館長職の廃止による控訴人排除だけは決まっていたが、「プロパー職員による事務局長兼事業課長の配置については平成19年度からとする。」とされている。

市派遣の人数の減数目標は2005年（平成17年）であり、他に事務局長を市から派遣することも十分できる。

現に、乙第34号証1、2頁のとおり、事務局長は市派遣とされ、平成19年度からプロパー化とされている。

乙第34号証を作成した武井によれば、9月に数回、10月に入ってから2、3回、山本と協議し、10月10日頃に決まったとしている。（武井調書27、28頁）

被控訴人市の第1準備書面では、乙第34号証の1、2頁の作成日時は「平成15年10月初旬頃」とされている。

乙第34号証1、2頁によれば、平成15年10月初旬頃には、非常勤館長職の廃止による控訴人排除だけは決まっていたが、「プロパー職員による事務局長兼事業課長の配置については平成19年度からとする。」とされていたということになる。

当時の被控訴人市には、課長級および課長級の昇進条件を満たす課長補佐級の職員は男女併せて数十人おり、男女共同参画社会基本法の趣旨からみて、事務局長が女性に限られる必要はなく、数十人が適任候補者といえる。

実際、1年間の空白期間を経て、2008年4月1日に就任した被控訴人財団の館長兼事務局長は男性である。

仮に、女性職員に限っても10人近くの適任候補者がいる。（甲70・65頁）

武井は市派遣の事務局長について「それ以降になりますんで、乙第8号証を作る頃だったと思いますけれども、適任者が派遣でいるかどうかという探すといえますかねそういうことは私も機会あるごとに気にはしていましたので気をつけていました。」（武井調書30頁）としている。

結局、実際には市派遣の事務局長を探してはないのである。探してもいないのに、事務局長の派遣は困難などと言うことはない。

7. 指定管理者制度の導入を「全く予測できなかった」などと言うことはありえない。

既に述べてきたように、指定管理者制度の導入を定めた地方自治法の改正の公布は2003年6月であり、施行は同年9月2日であり、地方自治体の幹部職員が指定管理者制度の導入を「全く予測できなかった」などと言うことはありえない。

指定管理者制度の導入による中長期的展望のもとでの被控訴人財団のあり方の検討をはじめめる時期であったのであるから、このような重要な時期にあ

っては、山本が派遣期間を延長して残り、被控訴人財団において、中長期的展望のもとでの被控訴人財団の組織体制のあり方を検討していくことこそ通常のあるあり方であり、そうでなかったとしても、市派遣の事務局長によって検討していくのが通常である。

結局、非常勤館長職廃止による控訴人排除だけが最重要課題であったからこそ、通常ではありえないことが発生したのである。

以 上